

平成28年度 県・市行政と愛産協との懇談会開催

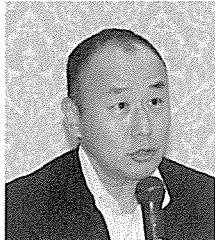
平成28年10月20日（木）午後2時から、名古屋市中区大須のローズコートホテル3階アプローズ西において、愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市の環境行政に携わる産業廃棄物担当者等と（一社）愛知県産業廃棄物協会役員との「平成28年度県・市行政と愛産協との懇談会」が開かれ、行政担当者17名、当協会から会長をはじめ役員16名が出席しました。



開会挨拶をする
愛産協 永井会長

はじめに永井会長から懇談会に先立ち、挨拶をいただきました。

挨拶では、平成28年4月14日及び16日未明に発生した熊本地震での災害廃棄物処理と南海トラフを震源とする巨大地震に対する備えについて、愛知県内54市町村のすべてと締結している災害廃棄物処理等に関する協定に基づき、迅速に対応していくこと、また、本日のテーマにも挙がっているダイコー（株）における廃棄食品の転売事件でダイコー（株）の倉庫に置かれている廃棄物の撤去についての無償協力について触れられるとともに、本日の懇談会が実りあるものとなるように忌憚のないご意見がいただけるようお話をありました。



開会挨拶をする
愛知県資源循環推進課
武田主幹

続いて愛知県環境部資源循環推進課主幹武田祥延氏からの挨拶において、ダイコー（株）が不適正に保管していた食品廃棄物の撤去についての協会会員の協力・尽力に対して心からの感謝の言葉があり、このようなことが繰り返されないよう、今後、有効な再発防止策を講じていく考えが述べされました。また、南海トラフ巨大地震、近年頻発する自然災害等への備えも喫緊の課題となっていることから、当協会が愛知県をはじめ県内全54市町村と災害時における廃棄物の処理等に関する協定を締結していることについて触れられ、なお一層の協力をいただきたいとの言葉がありました。最後に、本懇談会開催に対するお礼と懇談会でのテーマについてお互いの理解を深め、この会が有意義で実りあるものとなることを期待しているとの言葉がありました。

その後、懇談会では、産業廃棄物行政に関する8つのテーマについて、県・市の担当者から回答をいただきました。

1. 許可の更新審査について

事務局から、許可の更新審査について、許可の有効期間満了日までに、処分がされない場合、受付印が押された申請書の表用紙が「見なし許可」として、更新後の許可が発行されるまで許可証の代わりとして活用され、契約書等に添付されたりしているが、廃棄物処理法第14条第3項や第8項に処分がされるまでは現許可が有効と規定されている「みなし許可」について排出事業者が理解していないのが現状であり、申請者の不備や行政担当者の都合により発行が遅れる場合もあるが、正規の許可証が発行され

るまでの期間限定で有効な「みなし許可」というものを出していただけよう検討をお願いしたいとの質問があった。

愛知県からは、更新許可申請がされた場合、従前の許可は更新の申請に対する処分がなされるまでの間、効力を有するということが廃棄物処理法第14条第3項や第8項において、それぞれ明確に定められている現状であり、別途みなし許可を発行することは考えていないと回答がありました。また、更新申請については、愛知県の場合、収集運搬業は2か月から3か月前、処分業については3か月から4か月前から受付をしており、その少し前に事前相談ということを含め、できる限り余裕を持った申請にご協力をお願いしたいと補足がありました。

名古屋市からは、愛知県とほぼ同じで、期間限定みなし許可として明確化された書面は都道府県、政令市が法律に規定がない許可とみなされるような処分を下すことは、制度上難しいと考えており、申請の受付は許可期限日の2か月前までに申請するようにホームページ等で案内しており、さらに、受付は3か月前から受け付けており余裕をもった申請をお願いしたいと回答がありました。



愛産協 渡邊専務理事 愛産協 加山理事 愛産協 平沼副会長

豊橋市からも、愛知県や名古屋市の見解とほぼ同様で、みなし許可という許可証を発行する事は難しいと考えており、愛知県や名古屋市と同様に、余裕をもって早めに申請していただきたいとの回答がありました。

岡崎市からは、廃棄物処理法で規定されている「みなし許可」について、排出事業者の方々の理解が得られないという状況は重々理解しており、収集運搬の更新申請は有効期限の2か月前まで、処分業の更新申請は3か月前までに提出していただき、申請書等の不備があった場合でも書類の補正の求めに適切に応じていただければ、有効期限までに許可証を出すように努めていると回答がありました。みなし許可証の発行については、排出事業者から問い合わせ等があった場合には、制度の内容について説明を行つており、また、制度周知の「お知らせチラシ」の作

平成28年度 県・市行政と愛産協との懇談会出席者（順不同・敬称略）

愛知県 環境部 資源循環推進課

主 幹 武田 祥延

課長補佐 永井 敏和

主 査 中根 知康

課長補佐 前田 善明

主任主査 新宅 茂一

廃棄物監視指導室 室長補佐 青山 征司

技 師 富田 洋平

室長補佐 石黒 雅仁

名古屋市 環境局事業部廃棄物指導課 課 長 田口 則雄

係 長 鈴木 寛

係 長 中村 晃

豊橋市 環境部 廃棄物対策課 課長補佐 金子 雅泰

主 査 竹野 宏

岡崎市 環境部 廃棄物対策課

課 長 柴田 清仁

主 幹 中根 勇

豊田市 環境部 廃棄物対策課

課 長 河合 逸人

担当長 岩井 昌浩

一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会

会 長 永井 良一 理 事 黒川 明

副会長 小島 晃 理 事 高木 英泰

副会長 平沼 辰雄 理 事 門川 浩人

専務理事 渡邊 修 理 事 近藤 千雅

常務理事 石山 進 理 事 新美 三良

常務理事 梅村 正裕 理 事 相木 徹

理 事 加山 昌弘 理 事 松井 忠博

理 事 新家 義彦 監 事 石川 信夫

NEWS

愛知県資源循環推進課
永井課長補佐愛知県資源循環推進課
中根主査愛知県資源循環推進課
前田課長補佐愛知県資源循環推進課
新宅主任主査愛知県資源循環推進課
青山室長補佐愛知県資源循環推進課
富田技師

成を検討していきたいと回答がありました。

豊田市からも、他の自治体と同様に、みなし許可を出す考えは無く、更新許可の申請から許可までの標準審査期間を3か月としており、できるだけ3か月前までに申請するようお願いがありました。また、排出事業者からの申請状況の確認等があれば廃棄物対策課まで問い合わせいただくようにとの回答がありました。

渡邊専務理事からは、それぞれ同じ回答であり、排出事業者の理解が必要ですので、問い合わせがあればお答えいただき、また、何らかの形で排出事業者さんに周知をするような機会があればお願いしたいと要望がありました。

加山理事からは、更新申請書を提出した時に、排出事業者に許可更新の審査中であることが分かるような書類または案内を申請者に出していただけるよう要望がありました。

渡邊専務理事からは、排出事業者、お客様がたくさんいるという事で、それが行政では分からぬので出し様がないという気もするが、それも踏まえたコメントがあればお願いしたいとの問い合わせがありました。

愛知県からは、岡崎市、豊田市と同じように許可の有無について、排出事業者から問い合わせがあった場合は答えるようにしており、申請中である旨を排出事業者に言っていただければ、審査中ですと回答するので、その旨を排出事業者に言ってくださいとの回答がありました。

これを受け、加山理事からは、今申請中であることがわかる書面を出していただければ、期限が伸びているという説明をしなくてもよく、また、これ以上問題があれば行政に聞いて下さいと言う事が簡単に言えるので、ご考慮いただければ有難いと要望がありました。

愛知県からは、申請書類は政令市については2部、県については収運では2部、処分では3部提出していただき、副本の鑑に受付印を押しており、排出事業者には、申請中であることが分かるようその鑑を添付し、「みなし許可」の代用としていただいているものと理解していると回答がありました。

永井会長からは、申請手続で鑑に受付印を押していただいた申請書類を提出して排出事業者等に説明をしており、受け付けをされた時に申請中ですというような書類を出していただければ、いちいち行政に問い合わせがあった場合に行政の方が答えるのは、負担になるのではないかとの思いから、これが行政のサービスと思うとの話がありました。また、許可書の交付の時に期限が過ぎた場合、例えば5月末が許可期限であっても、5月末を過ぎて、6月10日に許可証が交付された場合は6月10日付けの許可証になります。そこを我々が問題にしているところで、実際許可証ができてきた場合に、この空白日はなんだったとの説明に苦慮する事が全国的に問題になってきています。そのへんを許可の有効満了日が5月31日ならば、交付日を6月1日からにすることはできないのかという要望をしていますが、皆



愛知県資源循環推進課
石黒室長捕佐

名古屋市廃棄物指導課
田口課長

名古屋市廃棄物指導課
鈴木係長

名古屋市廃棄物指導課
中村係長

豊橋市廃棄物対策課
金子課長補佐

豊橋市廃棄物対策課
竹野主査

さんこの事を問題にされたことはあるのかと質問がありました。

加山理事からは、排出事業者は今回のダイコーの事件と一緒に、処理責任について話しても何にも知ろうとしない。排出事業者に理解していただくために、県から我々に「許可の申請中です」というお墨付きを下さいとお願いしているのです。我々は一生懸命県の指導に従ってやっており、排出事業者にもっと分かっていただければと行政の皆様に強くお願いしますと要望がありました。

渡邊専務理事から、それを排出事業者さんの件について2番、3番にありますが、具体的に今後排出事業者にどういう指導を行っていくのかとの観点からの対応の話は、後に譲りたいとの話があり、議題2に移りました。

2. ダイコー株式会社の廃棄物ボランティア撤去について

事務局から、当協会が愛知県より依頼され、周辺環境の悪化を早急に改善するために、会員企業が積極的にボランティアで撤去作業に協力しており、現在収集運搬業者として35の会員が協力しており、6月21日から昨日まで延べ124車の協力をさせていただいているが、その中で、協力会員が「いわれなき中傷」を浴びている現状の紹介がありました。例えば、「無料で収運できるのなら、現状の収運費を安くしろ」「産廃屋が無料での懺悔行為は当然だ!」「世間を騒がせたのだから、他の産廃業者

が尻拭いをするのは当たり前である」等々…これは、我々会員、協会としては良かれと思って協力しているのであり、これを払拭できるのは、愛知県ですので、今回の問題に対して何を優先的に考え、どの様な行為が最善で、それを早急に解決する事が必要と判断されて、愛産協に協力要請されたことと思うが、その経緯を具体的に明確化し、一般に公開されていないことが原因の一つだと思うので、マスコミを含めて愛知県としての積極的な見解の公開を望むとの質問がありました。

この問題に関し、愛知県からは、ダイコーの廃棄物に関して、協会の協力に対してのお礼の言葉があり、ダイコーに保管されている廃棄物は、腐敗が進み悪臭や有機性汚水の流出、害虫の発生等のおそれがあったことから、撤去を第一に考えて排出事業者が不明分の産業廃棄物について、6月より愛知県産業廃棄物協会を通じ、会員に運搬協力をいただいているところであること、処理費用は、本来ダイコーが負担するものであり、今後請求をしていくこととなるが、実際のところ回収の見込みはほとんどなく、県費で賄うということについては、県民の理解が得られないと思われることから、大変恐縮ではあるが無償での協力をいただいているとの状況説明がありました。また、運搬した廃棄物は、9月末の時点で340トンにのぼっており、改めて協力についてお礼があり、県による撤去に協力いただいている会員が、いわれなき中傷を浴びているということは、はなはだ遺憾であり、これまでの会員の協力について、

岡崎市廃棄物対策課
柴田課長岡崎市廃棄物対策課
中根主幹豊田市廃棄物対策課
河合課長豊田市廃棄物対策課
岩井担当長

これらの経緯を含め、県民に周知を計っていく考え方であるとの回答がありました。

事務局からは、具体的にはいつ頃、どんな方法を考えているか、再度質問がありました。

これを受け、愛知県からは、いつ、どの様な方法で発信するのかは決まっていないが、マスコミ等からの取材も受けており、具体的な日程までは決まっていないが、その機会に会員の協力についてしっかりと説明をしていきたいと回答がありました。

渡邊専務理事からは、排出事業者の立場が重要なになってくると思うので、排出事業者をどう指導していくかとの視点から議題3について事務局に説明を求めました。

3. 排出事業者の指導について

事務局から、産業廃棄物の処理責任は排出事業者にあることは、我々、産業廃棄物の処理に携わる者として自明のことだが、事業者はもとより、一般の市民もなかなか理解されていないのが現状であり、行政は、定期的に排出事業者への立ち入りを行っていると伺っているが、排出事業者への排出事業者責任の周知について具体的にどのようなことを行っているのか、また、排出事業者を対象にした研修会あるいは講習会を実施しているかについても聞かせて欲しいと説明がありました。

愛知県からは、立入検査の際に、排出事業者に対し委託基準に基づく適正な委託がなされているか、マニフェストは確実に交付されていて、マニフェス

トで処理の状況を確認しているか、また、処理委託先を定期的に調査しているか等について確認を行っており、多量排出事業者に対しては、排出の状況について計画と実際の状況を比較して事業者に説明を求めている、という状況で

あると回答がありました。また、排出事業者を対象とした講習会については、経済団体、業界団体、グループ会社内の勉強会など、様々な機会を捉えて実施している状況であり、一昨日も、ある団体のセミナーの場を借り、排出事業者への周知を行ったと説明がありました。

名古屋市からは、排出事業者の指導ということで、立入検査などの際に書類確認を行っており、また排出する側の意識の向上も必要で、排出する廃棄物の減量、資源化、適正処理に関する取り組み状況に関して適宜質問する等、排出事業者の意識の向上を図っていると説明がありました。また講演の要望があれば、講師の派遣等も行っており、具体的には、今年度も排出事業者の立場にある個別の法人や業界団体から要望をいただき、身近に起きた廃棄物処理法の違反事例を引き合いに出し、特に排出事業者の立場でどのような意識を持てばよいかという点に力を入れて、講演していると回答がありました。名古屋市では、1000平方米以上の大規模建築物を所有する事業者向けに定期的に講習会を開いており、管理責任者に事業系の一般廃棄物を含めて講演し、排出事業者の意識の向上を図っていると回答がありました。

豊橋市からは、排出事業者への排出事業者責任の周知について、多量排出事業者に対して定期的に立入検査を行っており、立入検査の内容は、愛知県や名古屋市と同じで処理責任について説明をし、マニフェスト、契約書等の情報の確認をしているとのこ

とでした。その他の排出事業者には不適正処理事案の発覚した場合などに指導に行き、排出事業者責任や適正処理について指導をしているとの回答がありました。昨年度は市内食品製造業者への立入検査を行い廃棄物の処理状況について把握、指導を行ったと回答がありました。また、事業者向けに「ごみガイドブック」を配布し、市内全事業者に向けて周知をしているが、排出事業者に向けての研修会については開催の予定はなく、今後検討していきたいと回答がありました。

岡崎市からは、県、他の政令市と同様に、廃棄物処理事業者、廃棄物処理施設設置事業者、多量排出事業者を対象とした立入検査等を行ってきたが、本年度から市内の排出事業者に対して業種毎に個別に順次行っている立入検査を今まで以上に件数を増やしく計画を進めており、検査内容として廃棄物処理の実態把握、啓発について必要に応じて指導をしていると回答がありました。また、研修会、講習会に関しては、企業や各団体からの要望により、出前講座などを行っており、今年8月に本市主催で開催した廃棄物適正処理セミナーも多数の参加者があり盛況だったとの説明がありました。また、排出事業者への啓発は必要不可欠であり、情報提供等の協力をいただきながら、今後も効果的な立入検査、セミナー、講座等を企画していきたいと回答がありました。

豊田市からは、平成24年10月から排出事業者責任の周知徹底を目的に廃棄物適正処理推進員の2名が、市内の事業所を戸別に訪問し、処理委託契約の内容やマニフェストの交付状況などを確認するとともに、一般廃棄物を含めた事業系廃棄物の適正処理について啓発指導を行っているところであり、昨年度は、944事業所を訪問して、指導を行い、また講習会についても昨年度、建設現場従事者向けの講習会、排出事業者向け講習会、処理業者向けの講

習会をそれぞれ1回ずつ実施し、今年度は、排出事業者向けと処理業者向けを各1回、建設現場従事者向けを2回開催させていただく予定との説明がありました。

渡邊専務理事から、それぞれに排出事業者の指導に行ってみえ、各政令市は、規模的な面で排出事業者に目が届きやすい環境にあり、緻密な対応ができると思うが、愛知県の規模になると、排出事業者への立入検査にも限界があり、難しいと思うが、今回のダイコー（株）の問題等の反省点を踏まえて、排出事業者責任、排出事業者指導に今後、更に詰めて何をしていくか、県の考え方について質問がありました。

愛知県からは、特に食品残さ等を出す排出事業者向けに立入検査等を徹底的に行い、定期的に処理を確認することを予定しており、来年度以降、排出事業者向けに講習等を順次強化していく、パンフレット等も作成し、有効に利用しながら講習会にも活かしてやっていきたいと回答がありました。

渡邊専務理事から密度を濃くしていくという意味ですかとの問い合わせに、愛知県からは、食品残さ等を出している事業者に対して、これから監視を強化していく考えであると説明がありました。

渡邊専務理事からの、来年度に具体的に予算化される事業があるのかとの質問に、県からは、手引きの作成とか講習会の開催など、今予算の関係で検討を行っている段階であると説明がありました。

加山理事からは、名古屋市は事業系の一廃と家庭系の一廃の袋を分けているが、豊橋市はどうかとの問い合わせに、豊橋市からは、事業系一廃の袋の指定は行っておらず、現在、指定袋化について取り組んでいるところであり、頭を悩ましていると説明がありました。

加山理事からは、事業者が家庭系のごみ袋に事業系の一廃を入れて表に出しておけば自治体が処理してくれる実態があり、排出事業者に排出事業者責任でごみを処理するという自覚がないことが問題であ

る。ある病院では、感染性の廃棄物については感染性廃棄物として委託処理しているが、事業系の一般廃棄物を事業系一般廃棄物とできちんと分けて出している病院は非常に少ないという気がする。我々廃棄物処理業者は、愛知県から排出事業者に事業系の一般廃棄物は事業系の一廃として処理しないといふ指導がされていない実態があると感じている。数年来、質問しているが、いまだに一般廃棄物の会計基準の策定がされていない。市町村に、一般廃棄物を適正に処理するための処理費を徴収しないと指導をされていないのに、片方で、事業系の一廃の処理にかかる費用よりも圧倒的に安い料金でダイコー(株)は受託している。このような事実を再度、考えていただく場をしていただきたいと思っているとの要望がありました。

渡邊専務理事からは、要望もありましたので、一度持ち帰ってご検討していただければとの要望がありました。

4. 災害廃棄物処理計画の中での愛産協の役割について

事務局から愛知県内全54市町村と災害廃棄物処理等に関する協定を締結し、また、愛産協業務継続計画を策定し、市町村との協定の実効性を高める体制整備に努めている。愛知県、各政令市等の災害廃棄物処理計画が策定されれば、協会の業務継続計画との整合性を保つため、改訂を考えており、県及び各政令市は災害廃棄物処理計画の中での愛産協に期待している役割について率直なご意見をお願いしたいと質問がありました。

愛知県からは、災害発生後、迅速に対応できるよう県及び市町村との災害廃棄物対策にあたっての基本的な考え方や方向性について盛り込んだ、愛知県災害廃棄物処理計画を間もなく策定公表する予定であり、平成17年に締結した協定についても記載し

ており、災害時において県や市町村からの要請に基づき、災害廃棄物の実際の撤去や一次仮置場の管理作業、また既存処理施設での災害廃棄物の処理等が想定される協力をいただきたいと考えており、今後とも連携をし、災害時に迅速かつ適正にお互いに対応できるように、体制の整備等を図っていただければとの回答がありました。

名古屋市からは、南海トラフ巨大地震の過去の地震を考慮した最大クラスの地震が発生した場合、地震の揺れや津波等の災害によって発生する損壊家屋等の災害廃棄物、いわゆる災害がれきが約789万トン発生すると推定しており、愛知県災害廃棄物処理計画の県全体の発生量の約3割を占め、この災害がれきの処理については、市主体の処理を基本としているが、発生量に対して本市の処理能力が不足するため、民間事業者の支援を受けて実施することを方針としている。特に被災地域からの災害がれきの撤去は、発災後1年内に完了する目標としているため、資材、人員、これまでの業務経験や組織的な連携により災害がれきの迅速な撤去、運搬等の協力をお願いしたいとの回答がありました。また、仮置場の管理運営などの追加、全国の産業廃棄物協会の支援要請等、状況によってお願いすることを考えており、今後とも協力をお願いしたいと回答がありました。

豊橋市からは、平成27年3月に策定した災害廃棄物処理計画では災害廃棄物想定量が既存の処理施設の処理能力を上回っており、民間処理施設等の被災状況を考慮した上で協力依頼を検討することとしており、災害廃棄物収集運搬仮置場の運営については、不足する人員、設備などについても契約締結機関と締結し、業務遂行能力のある廃棄物処理事業者等々と速やかに委託契約を締結することとしており、大規模災害発生時には、愛知県産業廃棄物協会をはじめとした災害時における廃棄物の処理等に関

する協定を締結している団体には、災害廃棄物の処理に必要な人員、車両、機材の調達及び処理をお願いしたいと考えていると回答がありました。

岡崎市は過去にあった水害で実際に体験したことがあり、熊本地震では豊橋市、豊田市と合同で1か月弱の災害支援に行っており、その体験を踏まえて災害廃棄物処理計画を策定中であると回答がありました。災害廃棄物処理に対しては、必要な人員や資機材は、災害の種類、規模等により異なるものと考えており、災害廃棄物の処理期間中においても、常に同じものが必要という訳でもなく、被災地域や廃棄物の処理をしていく中で、日々変化していくものだと思っており、支援については、日々変化していく状況に応じて柔軟に対応していただきたいと要望がありました。

豊田市からは、環境省が東日本大震災の経験等を踏まえて見直した災害廃棄物対策指針や防災部局が行った地震被害予想結果に基づいて災害廃棄物処理計画の見直しを行い、災害廃棄物の性状等は建設廃材等産業廃棄物に近く、産業廃棄物処理等を行っている民間事業者様の協力が必要である旨を計画に記載しており、災害時に依頼する業務については、災害廃棄物処理（収集運搬、処分）の他に、仮置場の運用（受け入れ、粗選別）等も想定していると回答がありました。また、県災害廃棄物処理計画では、地域ブロック（尾張、西三河、東三河）により連携することになるため、協会の業務継続計画の改訂に当たり、その部分を考慮していただきたいと要望がありました。

平沼副会長からは、災害廃棄物特別委員会の委員長も兼任しており、今私ども各支部に担当する行政との打合せ、連携、今後の方針等を支部単位でお願いをしており、その中で我々県の協会としては、愛知県と今後連携、訓練を通して、より密接に来るべき時にすぐに対応できるような体制をとることが第

一だと考えていると説明がありました。特に、被害が大きい想定がある支部とまた内陸部で地盤が割合よい支部があるが、現在は会員の事務所を拠点に各支部の対策本部を作っている。拠点の問題を含めて是非連携が取れるような形で、年に1、2回を想定した模擬訓練を支部の会員との関係を作りながらお願いしたいと要望がありました。また、一次仮置場から中間処理という過程で、今までの震災で特に東日本大震災を見ると、日頃から廃棄物処理を直接していない建設業者が、破碎後に選別処理をしているという手順を間違えて実施していたのが散見され、日頃から廃棄物を扱っている我々こそがそういう処理をやるということを、まず、第一に念頭においていただき、対策をお願いしたいと要望がありました。また、新聞で愛知県は愛知県建設業協会とも協定を結ばれたと聞いているが、第一次的な処理は我々プロフェッショナルにお任せいただきたいと要望がありました。

渡邊専務理事からは、災害廃棄物処理計画で模擬訓練、机上訓練等の考えはあるか質問がありました。

愛知県からは、現在、県の計画を市町村に示し、県の計画と整合性を図っていただけるよう市町村の計画作りの支援を考えており、予算との関係で具体的に説明できないが、計画が策定され、推進していく段階では体制の整備や訓練の実施が必要であると考えていると回答がありました。また、協会の専門的知識が確実に必要だと認識しており、是非、協力体制を強化させていただきたいとの要望がありました。建設業協会との協定は、協議中であるが、今後、早い時期に協定を締結していきたいと回答がありました。

永井会長からは、災害廃棄物については、我々は廃棄物を通じてがれきを処分する、災害廃棄物を処理するプロ中のプロと言わせていただきたい。計画を策定する段階で、我々に声をかけていただき、意

見を聞いていただきたい。また、行政の方は、熊本地震を含め一線を踏んでみえ、東日本大震災のようなことはないと認識しており、災害廃棄物や、がれきの処理、復旧、復興のためには我々の手が必要だと認識しているので、是非声をかけていただきたいと要望がありました。

5. 無料回収業者に対する行政指導について

事務局から、無料回収業者の不適正処理の問題について、岐阜市で逮捕されるなどの事案があるが、一向に改善されない状況にあると思い、改めて行政指導の徹底をお願いしたい。不要となった家電製品、パソコン、自転車、バイク、スチール製ロッカー、机、などあらゆる物、一廃もあれば産廃もあり、県内の各地で無料回収業者によって収集・集積されている。我々産業廃棄物業界は廃棄物処理法の遵守が義務付けられ、違反行為には厳しい行政処分が科せられているが、廃棄物を扱うこれらの無料回収業者には、行政処分が科せられているのか、県及び市において、どのように実態把握を行っているのか、また、どの様な行政指導を行っているのかについて質問があり、是非、違法と思われる行為に対しては徹底した処分をお願いしたいとの要望がありました。

愛知県からは、一般廃棄物の観点からは、環境省が実施している市町村の実態調査の取りまとめを通じて、各市町村での不用品回収業者の形態や立入検査件数、指導件数等の把握をしており、一般廃棄物を扱う無料回収業者の行政処分は、一義的には各市町村が行うことであり、県としては、年1回行う市町村の担当課長会議を通じ、無料回収業者の不適正な処理に関連した環境省通知等の周知を図っていると回答がありました。また、産業廃棄物の監視指導について、無料回収業者は、産業廃棄物を一部含むものの主として一般廃棄物を回収していると認識

しており、産業廃棄物だけを回収しているという実態は把握していないと回答がありました。警察の検挙例は、岐阜県警が無料回収と称して、一般廃棄物である廃家電を平成24年の11月から平成25年の1月にかけて合計5回、無料で回収し、空き地に野積みし、現場で解体し部品取りをしていたということで、平成25年4月11日に廃棄物処理業者2名が逮捕されている事例の紹介がありました。この事例は、岐阜市が一般廃棄物の回収等について相談を受けて、岐阜県警が着手したというもので、ただ回収、収集運搬していたのみではなく、解体して現場で相当な騒音、油漏れをしていた等の被害が大きかったことから、岐阜県警が岐阜市と協議して、これは一般廃棄物の無許可処分業にあたるということで事件として着手したものとのことでした。岐阜県の例にあるように、行政指導があって、なおかつ指導に従わない場合には、刑事的な処分、告発を含めて対応すべきだと考えており、今後、産業廃棄物が無料回収等で含まれているならば、各担当市町村と協力しながら立入検査、行政指導等を行いたいと回答がありました。

名古屋市からは、無料回収という名目でチラシを配り、回収するといった声を聞いており、市民や職員からの通報等により、無料回収業者を含む不用品回収業者の情報が入った場合は、その業者への電話での聞き取り、必要に応じて回収品の集積場所、予定回収日のパトロール等、現場確認を行い実態把握に努めており、併せてその業者に対して、環境省の通知、平成24年3月19日付けに示された廃棄物該当性の判断基準等に基づいて、廃棄物の収集運搬は許可なくしないよう指導を行っていると回答がありました。また、警察、環境省にも適宜情報提供し、市内16の環境事業所と協力して、今後も粘り強く指導を継続していきたいとの回答がありました。

豊橋市からは、主にパトロールや市民の通報等に

より把握に努めており、無料回収業者の不適正処理に対する指導は今後も継続していき、廃棄物処理法に違反する行為が確認されれば、行政指導を行い、必要に応じて行政処分を実施することも検討していると回答がありました。一般的な指導としては、当該業者を呼び出し、無許可営業が禁止されていることを説明し、営業を中止させるとともに、回収品の全量撤去をさせるなどの対応を行っているとの回答がありました。

岡崎市からは、市内に拠点を構えて金属製品等を回収している事業者は、おおむね把握し、定期的に立入検査を行い、違法行為が確認された場合には、口頭あるいは文書指導等を行っていると回答がありました。また、移動しながら不用品回収を行っている事業者についても市民等からの通報に基づき、電話あるいは現場で接触をして事業内容を確認した上で、違法行為が確認された場合には指導を行っているとの回答がありました。

豊田市からは、無料回収業者に対する行政指導については、ごみ減量推進課が対応しており、市民からの情報提供等に基づき立入検査を行っており、立入検査時には、回収品目、料金徴収の有無、取引先の確認を行い、必要に応じて行政指導を行っており、立入りは、指導の有無にかかわらず定期的に行っていると回答がありました。家電4品目については、環境省から平成24年3月19日付け使用済家電製品の廃棄物該当性の判断についてという通知で示された判断基準に従い指導をしており、今後も立入検査を実施し、無許可営業が確認された場合は改善指導等を行っていきたいと回答がありました。

6. 「中間処理」の「選別」について

事務局から、「選別」を行うことにより、再使用・再生利用が可能となるケースが多く存在するが、選別について法上の法的な位置づけがされていないと

いうことから選別は破碎に伴うものということで手選別を「中間処理」と認めない自治体が大半であり、本来再使用できる廃棄物についても「破碎」等の「処理」を行わざるを得ず、これは資源を無駄にするばかりか、法に謳う廃棄物の排出抑制理念にも反する事態であると指摘があり、その上で、「中間処理」を「適切な選別・分別行為により、再使用・再生利用に適したものとする行為」であることを明確にし、機械選別だけでなく手選別についても「中間処理」として認めるとともに、「選別」という許可項目を設け、適切な処理行為であることを明確にしてほしいと要望があり、県・市行政の方のお考えを伺いたいと質問の趣旨の説明がありました。

愛知県からは、処分業、中間処理の許可の基準は、法施行規則にあり、処分業については第10条の5、特管処分業については第10条の17で、処分に適する処理施設を有することが許可の基準として規定されており、処理施設を有しない手選別を中間処理として認めるのは、非常に困難と考えていると回答がありました。また、中間処理前の手選別については、廃棄物処理法で積替え保管を含む収集運搬業の許可を有することを前提として認められる行為と考えており、排出事業者とあらかじめ委託契約で合意していれば、処理業者が収集運搬、処理の段階で選別した有価物については処理業者の意思で売却することが可能と考えているとの回答がありました。

名古屋市からは、処分業の許可の基準として、処理施設を有することと規則に示されており、処分業の許可は基本的には「手」ではなく「施設」を用いた処理が主体であり、手選別という行為自体は補助的な位置づけではないかと考えており、手選別ののみの選別の場合は、搬入された廃棄物を一旦降ろして一定の区分に応じて人力で仕分けした後、その区分に応じて排出されるということになると考えられ、産業廃棄物処理業の区分としては積替え保管を含む

NEWS

収集運搬業の許可が妥当ではないかとの回答がありました。

豊橋市からは、愛知県、名古屋市と同様に処理施設を有していないので認めることは難しく、また、手選別のみの中間処理とした場合、人の手による作業となるため処理能力が大きく左右され、処理能力や保管量の上限が非常に曖昧となるので、不適正保管を助長する原因となる可能性も考えられ、手選別の単独の許可を考えることは難しいとの回答がありました。

岡崎市からは、各自治体と同様で、破碎等の処理と、手選別行為を中間処理として取り扱うことは、別の問題であると考えており、環境省の過去の疑義回答等を参考に、現時点では手選別行為は積替え保管の範疇にあると考えていると回答がありました。積替え保管を行う際には、マニフェストの交付が煩雑になる等の問題が生じている可能性が否定できないので、制度の整備改善については検討の余地があると考えていると回答がありました。

豊田市からは、各自治体と同様に、法施行規則第10条の5によって手選別のみによる選別は認めておらず、ベルトコンベア、投入装置、磁選機で構成されていること、その他トロンメルや風選機等が設置されている場合は選別ラインと一体化していること等を条件とし、中間処理として選別の許可を出していると回答がありました。

永井会長からは、選別に関して、今回法改正において、全国産業廃棄物連合会の意見書として国に提案しており、今は手選別を問題にしているが、機械選別を含めて選別の許可を出しているところは少なく、出さないところが多いので、選別の許可を認めて欲しいと要望がありました。収集運搬の許可で積替え保管施設での資源の抜き取りが法で認められ、その選別行為は、中間処理だと誰もが思っており、収集運搬の過程で廃棄物が減量され、元の状態と違

う選別行為は認められているのに中間処理として選別の許可は認められないのか疑問であるとの指摘がありました。廃棄物を資源として捉え、適正処理をしていく上で必要ならば国の法律を変えていかなければならぬと思っており、全産連の法制度対策委員会の委員長として、中央環境審議会の廃棄物処理制度専門委員会で発言をしていかなければならないとの認識があるならば、色々な会合で発言していただきたいと要望がありました。

事務局からは豊田市の回答で、ベルトコンベア、投入装置、磁選機等があれば選別としての許可を出していることについて、他の自治体に対して、前記の装置がついていれば選別の許可を出すか否かについて質問がありました。

愛知県からは、施設を用いるものであれば、選別としての許可は出しており、ベルコン、磁選機等いろいろな選別方法があるが、どれか、機械的なものがあれば認めており、県では選別単独で174業者に対して許可を出している実績があるとの回答がありました。

名古屋市からは、機械選別については処分業の許可を出していると回答がありました。

豊橋市からは、ベルコン等の選別設備があれば機械選別とみなされるので選別として許可を出していると回答がありました。

岡崎市からは、処分業の中で選別としての許可を出しており、磁選機等を備え、ベルトコンベア等で処理能力等が算定できる、ということをもとに許可を出しており、排出段階での処理量、排出量、委託量が処分業の方で数量の処理ができるか、との判断も必要になってくるので、現在の段階ではなかなか難しいのではないか、また、排出段階で分別することがベストな方法と考え、排出事業者を指導すると

いう部分が必要と思うとの回答がありました。

永井会長からは、愛知県に対して、施設があれば選別という許可を出しているということだが、選別をするにあたって、実態としては選別ラインに流す前に手選別で資源の抜き取りをしており、これが一番有効なりサイクルを高める処理法であり、施設の選別の中に入れ込んでもよいかと質問がありました。

愛知県からは、中間処理前の展開場における抜き取り行為は、展開場所の話であり、状況として、受け入れて処理前に抜き取れるものはあらかじめ抜き取り、なおかつ、選別ラインでまた抜き取りを行うことは、一連の工程の中での行為として否定していないとの回答がありました。

永井会長からは、以前は選別ではなく、破碎の許可を取っており、破碎機に投入できないものを選別するために、破碎機に入る前に粗選別する行為を違法だという指摘があった。家電リサイクル法が決められた、おそらく通知でそれが認められる形になったと思うが、事前の施設に入る前の手選別を施設の能力、施設の受入れ量として扱ってもよいのかを確認したいとの質問がありました。

愛知県からは、平成20年3月25日閣議決定された、規制改革推進のための3か年計画が出されており、その中で、「廃棄物処理法においては、廃棄物の選別を行う行為は廃棄物の処理にあたることから廃棄物処理業許可を取得した上で行う必要がある。その際、排出事業者とあらかじめ委託契約において合意していれば、処理業者が収集運搬、処理の段階で選別した有価物については処理業者の意思で売却することが可能であり、無価物については、排出事業者が性状ごとに指定した最適な処理業者で処理されることが可能である。」ということであり、処理業者が抜き取る行為自体は問題ないと考えていると回答がありました。

永井会長からは、愛知県、他の政令市で理解され

ているか疑問があつたのであえて確認させていただいたとのことでした。

7. 解体工事における家具などの残置ごみの取り扱いについて

事務局から、平成26年2月3日付けの環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長名で、解体工事で家主の家具などが残されたものは一般廃棄物として処理するという指導がなされているが、実態の多くは解体現場にそのまま放置されており、解体業者はその対応に時間がかかるなど苦慮している現状の説明があり、現在、廃棄物処理法改正の中で、解体業者からは法改正を行い建設廃棄物として処理させてほしいとの要望があるが、県及び政令市の考え方について質問があった。

愛知県からは、法改正により、元請業者の廃棄物と位置づけられ、しっかりと解体工事の際に分別されることにより、適正処理の流れが推進されるとともに不適正処理の未然防止が図られるのであれば、支障はないと考えていると回答がありました。

名古屋市からは、家主の家具は家庭で発生した一般廃棄物としかいえず、廃棄物の定義や一般廃棄物と産業廃棄物の区分の見直しについては、処理責任との関係とか適正かつ効率的な処理の推進、あるいは排出抑制、リサイクルの推進などの観点から、引き続き検討すべき課題であると考えていると回答がありました。

豊橋市からは、残置された家具等は、解体工事に伴う前より発生している廃棄物であり、多くの場合一般廃棄物に該当し、残置物が一般廃棄物に該当する場合は、一般廃棄物として適正処理するようにしていただき、取り扱いが困難な事例も多いと思うので、今後の課題とさせていただきたいとの回答がありました。

岡崎市からは、環境省通知のとおり判断をしてお

NEWS

り、その中で、家主の廃棄物となることが原則であり、工事発注者、(施主)が廃棄物として扱う場合もあると考えていることから、現時点では法改正の必要があるとは考えていないとの回答でした。

豊田市からは、各自治体同様に、家屋に残された家具などは廃棄物処理法上では産業廃棄物に該当せず、一般廃棄物として解釈をせざるを得ず、また、国からの通知でも明確に一般廃棄物とされている以上、一般廃棄物として処分するよう指導をしており、今後、法改正を注視して指導を行っていきたいと回答がありました。

永井会長からは、全国産業廃棄物連合会として、環境省といろいろと協議しており、中核市以上の市では対応できるが、全国では、この問題に対して処理ができない市町村が多くありどうしたらよいのかが問題になっている。ある市では家庭から出たがれき類といったごみは産廃として処理して欲しいという指導がされ、これは完全に違法行為ですが、こうした行政マンの事例は全国で多々あります。残置ごみの例はよくあります。残置ごみの処理を市町村にお願いした時に、一般廃棄物ですからすぐに処理します、といっていただければ何も問題はないが、行政に相談したら産業廃棄物として処理して良いと言われたとなれば、多くの処理業者は、違法との認識もなく行ってしまうとの事例が紹介されました。また、ダイコー（株）の例を出し、処理した側は公になれば許可が取り消され、排出事業者は知らなかつたで済む不合理な実態を示し、中央環境審議会の廃棄物処理制度専門委員会で建設業協会は産廃として欲しいと要望書を出しておらず、また、一般廃棄物処理団体は行政の怠慢だと言っていますが、行政の方々の考えを聞かせて欲しいとの質問がありました。

渡邊専務理事からは、一般的には市町村の受け入れ体制が整っていれば問題がない話だが、現実を見てみると対応できる所はごく限られており、市町村

ができなければ、市町村ができるような方策を考えるべきことであり、市町村が、処理できる能力のあるところに委託基準に基づいて委託すれば済むことで、法的にはクリアでき、どこもやっていいないということは、今の法体系の中では対応できるようにしていなければ市町村が悪い。その次に悪いのは、技術的指導をする都道府県で、更に都道府県の対応の是正措置を講じない国であり、会長が指摘したように、法制度改正の検討のなかで対処していくべきのか検討中とのことで、それなりの回答は出ると思うとの話がありました。

永井会長からは、今回の法改正でも、一廃と産廃の区分は変更できないかもしれないが、市町村に確認をとったところ、産業廃棄物としてやって欲しいとのことなので、やったことによって我々が咎められることのないように、最低限決めて欲しいし、このような議論をしているということをご理解いただき、環境省がうんといつていただける案があれば、10月28日に最終的に論点整理があり、その後個別会談になると思いますので教えて下さいと要望がありました。

加山理事からは、愛知県は市町村が困らないように支援・指導をしていただき、また、職員にも現場を知るよう、現場へ足しげく通っていただけるよう指導していただきたいと要望がありました。

8. 産廃優良認定手続きにおいて

事務局から、①として、情報公開は申請を行う6か月前に行政担当者に事前相談をしてから公表します。優良認定の申請は情報公開から6か月後とありますが、その間に、新たに不備があった場合には、また、それから6か月間必要になります。業の更新のタイミングがあり、優良認定を受けるのが難しくなるので、情報公開の起算日の認定を、許認可を行う行政独自で行うよう配慮した運営ができるよう要

望がありました。

また、②として、取得後に、情報更新を怠った場合には次回申請時には優良認定を失うことになり、現状は更新時、5年あるいは7年後に認定を受けるということですので、内容にもよるが、単なるヒューマンエラーで会社自体が何も問題ない場合に限り、訂正して修正すれば再度認定を受けられる様にできないか質問がありました。

愛知県からは、①について、優良認定の基準としては、各公表事項にかかる情報を当該業の更新の申請の日の前6か月間公表し、かつ規定の頻度で更新していることが廃棄物処理法施行規則において収運業は第9条の3、処分業は第10条の4の2に定められており、従って、起算日については自治体が独自に変更することはできない旨の回答がありました。②については、優良認定の基準として、各公表事項に係る情報を、従前の許可の日から申請日までの間、規定の頻度で更新していることが施行規則で定められており、従って、自治体が独自に基準を変更することはできないと考えているが、ヒューマンエラーもあるので、公表事項にかかる情報の内容、更新の頻度などの規定について、県としても国に見直しを要望しているという状況であるとの回答がありました。

名古屋市からは、①について、情報公表期間の取り扱いでは、情報公表は、公表前に相談している場合は、情報公表事項が基準に適合しているかどうか、市から助言を行っており、今まで、事前相談を受けた事例で、申請時に基準不適合が新たに判明した事例はないが、例えば、公表から申請までに所定の頻度で更新がされていなかった場合等は、事前相談があっても、申請の時点で評価基準に適合していると判断できない場合もあると考えていると回答がありました。また、②の優良認定の再認定は、法律では優良認定の申請は、優良認定業者として許可の更新を受けようとする者が、認定に必要な書類を許可申

請書に添付するとされており、あくまでも更新の許可申請に付随するもの、とされており、従って現行の法律の規定では、任意の時期の優良認定の申請は困難ではないかと考えていると回答がありました。

豊橋市からは、①の情報公開の更新申請の6か月前より必要な情報を公表更新していることが必要となっており、現時点で起算日の認定の運用は難しいと回答がありました。②の優良認定の更新日は、許可更新日の日程と認めているものなので現時点で対応が難しいと回答がありました。

岡崎市からは、事案によって状況が異なると考えており、個別に判断していきたいと前置きがあり、6か月前にホームページ等で公表となっているが、更新時期に過去6か月に更新履歴の部分がなかなか把握できない状況であり、更新時期にある程度直つていればとの判断のもとで認定を行っているが、それが大きなミスという形になれば、また話が変わってくると回答がありました。

豊田市からは、①は、優良認定を検討している事業者から相談があった場合は、情報公開の手続きを最初に行うように案内をさせていただき、内容が整った時点で不備がないことを確認しており、情報公開の内容を確認してから6か月後の申請をお願いしていると回答がありました。②の優良認定は、更新時のみ行うことができる制度であり、途中での再認定はできず、認定審査において、代表者等に関する情報の変更がない場合に、この時点表示がないことのみをもって、優良基準の不適合との判断は適切ではないという平成27年3月30日の環境省からの通知もでており、情報更新が適切に行われているかについてもこの通知の趣旨に則して判断していきたいと考えていると回答がありました。

9. 各指導行政からの産廃業者に対する、要望等があればお聞かせ願いたいです。

渡邊専務理事から、我々もできることは協力していきたいと思うので、行政から産業廃棄物処理業者に対して要望等があればお聞かせ願いたいと質問がありました。

愛知県からは、ダイコー問題に関して、協会では3月7日の臨時総会においてダイコーの除名を決定され、その後の新聞報道で再発防止策として会員企業に対する補助制度を始め、ネットを活用しながら処理業務の見える化を進めていきたいというようなことが書いてあったが、具体的な取組内容や、進捗状況について紹介をいただければ有難いとの話がありました。

事務局からは、今年度の協会の事業計画の中に「見える化の観点」について予算を盛り込み、監視カメラを設置して処理工程を撮影記録し、排出事業者に見せたり、搬入された廃棄物の処理に係る重量管理のための計量機等を整備する事業に対して補助制度を設け、今年度は総額1000万円として、1件当たり100万円の補助金制度を設け、現時点では1社、豊田の花丘商事が監視カメラを導入して、「見える化事業」に取組んだという実績があるが、1000万円を予算化しており、まだ余裕があるのでたくさん申請をしていただくと有難いという状況であると説明がありました。

永井会長からは、ダイコーの問題に関して、処理業者は年1回、愛知県の条例で排出事業者が行う現地確認のチェックを受けることになっているが、排出事業者は現地確認では分からなかったという言葉があった。再発防止ということで、委託を始め、排出事業者の現地確認の時のチェックリストを全国産業廃棄物連合会が作成し、環境省に提出したので、来月には公表されると説明がありました。

豊橋市からは、今後、協会と相談させていただきたいと考えているのが2点、今回のテーマで4のところで、災害廃棄物に関することで災害発生時に協力していただける産廃業者さんや災害廃棄物の品目、受入基準、受入量等について具体的に相談させていただきたいと考えており、また、災害廃棄物の仮置場の必要面積に対して、現状の確保面積が大きく下回っているという状況であり、産廃業者の中で活用可能なオープンスペースについて、具体的に相談させていただきたいと考えている。また、テーマ3に関する排出事業者への対応に関することで、豊橋管内の協会員に対して、事業系向けのごみガイドブックの作成、配布を進めている所だが、小規模事業者、建設業者は、指導が困難となる傾向があり、このような事業者の不適正処理が継続している状況について何かいい案がないか、具体的に相談させていただきたいとの要望がありました。

松井理事からは、東三河支部長としての立場から、是非とも、豊橋市だけでなく、東三河の市町村との件について煮詰めていきたいと思っている、豊橋市が、東三河の行政の引っ張り役として協力していただきたいと思うのでよろしくお願ひしいたと回答がありました。

永井会長からは、ダイコーの件で再発防止ということで、我々処理業者も悪い所はあったと理解していますが、排出事業者の排出事業者責任がなおざりにされており、ここが問題だと考えている。昨年、豊田市のセミナーの中で排出事業者の確認の中でマニフェストの枚数、契約書の枚数について、想像以上に排出事業者の不手際が顕著であることが分かり、豊田市がこの事をどう考えているかについて質問がありました。

豊田市からは、推進員が戸別訪問している中で上がってきた数字だと思うが、豊田市も指摘の認識があり、継続的に推進員の戸別訪問を通じて排出事業

者の責任をしっかりと認識していただくよう、事業を続けていく予定であると説明がありました。

永井会長からは、その説明では今までのやり方と何も変わりがなく、ダイコーの問題に対してではないが、排出事業者責任をもっと明確に追及し、強化しないと、処理業者を規制することだけでは解決しないと思っており、委託契約書の作成、マニフェストの発行はその一つで、本来、排出事業者が作成し、発行し、処理業者に渡すものだが、実態は、ほとんどの排出事業者が処理業者任せであり、行政は、この実態を認識しているかどうか。これでは、排出事業者が廃棄物の適正処理に关心を持たない、真剣にならない、との指摘がありました。ダイコー問題の再発防止を図ることは、一致団結してやっていかなければいけないと思っており、是非、愛知県にお願いしたいと要望がありました。

愛知県からは、まさにダイコーの現場で撤去作業を行っている最中だが、再発防止策については、行政担当者の問題点としては内部で必要な対策をとっているが、排出事業者、処理業者への再発防止については色々考えており、まだ案の段階であるが、一つは排出事業者向けに、特に、食品排出事業者に特化したリーフレットの作成配布、処理業者あるいは排出事業者に向けての講習会の充実、具体的に言えば、排出事業者が処理現場に行って実地確認をする上で、専門家を講師に迎えて、机上ではなく現場で具体的に行つた方がより身になるのではと考えており、協会にご協力をいただきて、例えば排出事業者の実地確認をする模擬の現場を提供していただくようお願いに伺うかもしれない、その際には協力をいただきたいと要望がありました。

永井会長からは、今回のダイコー（株）に委託した排出事業者の中には、食品関連企業で沢山の上場会社が入っています。そういった企業に立入りを行い、本当に廃棄物処理法に則って現地確認を行つて

いたかの検証をされたかどうかということ。また、私どもがボランティアで廃棄物の収集運搬を行った時に近隣の住民の方が私どもに声をかけていただくのです。「あんたたちがやってくれてありがとう、前々から稲沢市に言っても、ごみが山積みになっていると県に言っても聞いてくれなかった。」と言われます。なぜかと聞いたら「この人たち恐いから」と言っている方が見えました。住民の声があって、分かっていて放置していたのは行政の怠慢ではないかと思っています。きっちりした対応をすれば再発防止に、また、被害が少なく済むことにつながるのではないかと思います。（公財）産業廃棄物処理事業振興財団の原状回復支援事業技術検討委員会のメンバーをやっていまして、全国の不法投棄現場の状況を見てきました。その中でダイコーと同じような事が起こった時に行政から提案されて、お願いされるのですが、基本的に行政は何をやっていたのだということが多々あるので、そのことを考えていただきたいし、我々が役に立つ、やらなければいけない事は、是非言っていただければ協力していきたいと思うとの要望がありました。

加山理事からは、机上の話だけではなく、ダイコー（株）の現場を見て誰が排出事業者なのかをしっかりと追及していただきたいと要望がありました。

渡邊専務理事から、長い時間にわたり議論していただき、非常に実のある会議であったとのお礼の言葉があり、閉会しました。